

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年5月28日（木）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D・E会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方。

ヨシノさんからお願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノと申します。

今日の定例会の午前中の柏崎刈羽の保安規定についてですけれども、社長の責任が明確化されていないとか、安全性について世界をリードしていくという気概が足りないといった類いの、その部分の批判みたいなものはいろいろ出ておりましたけれども、保安規定について、委員長の改めて受け止め、現状における受け止めに聞かせてください。

○更田委員長 今、様々な批判とおっしゃっていましたがけれども、一つ明確だったのは石渡委員のコメント、こちらの問いかけは、要するに、前例はなくても未然に危険に対するの備えを打つという問いかけがあって、それに対する答えがあって初めて完結しているものの、その答えの方だけ書かれているので、前例のないものであっても未然に対策を取るといようなことが読み取れないというのは、石渡委員のコメントは具体的なものであったらと思います。

今後は、事務局の方針にもあったように、彼らが基本姿勢と呼んでいるもの、それを個別の保安規定にどう落とし込んでいくのか、具体化されていくのか、これはこちらの考えることではなくて、まず東京電力がよく考えて提案することなのだろうと思います。

個々の条項については、これから保安規定に係る審査の中で見ていくことになります。

○記者 それで、今日、この違反した場合についてどうしていくのかということのも今後考えていかなければいけないという山中委員の御発言もありましたけれども、その違反した場合のどうするかという方向性みたいなものは、どういうふうに委員長は。罰則みたいなものをちゃんとつけるのかつけないのか、つけるとしたらどういうものになるのかとか、その辺についての方向性といいますか、考え方がありましたら教えてください。

○更田委員長 それは保安規定ですから、保安規定違反のそれぞれの深刻度、それから、悪質さによって対処は異なってくるわけで、それは保安規定から外れた個別の事例によるのだろうとは思いますが。一般論ですけれどもね。

○記者 それは例えば監視であるとか、勧告であるとか、そういうような保安規定の従来

の枠の中での罰則ということになるのでしょうか。

○更田委員長 これは保安規定に係る議論ですので、保安規定に対する対処という点ではほかと変わらないと考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。

フジオカさん、真ん中の列です。

○記者 NHKのフジオカです。

先ほどの質問にも関連するのですが、例えば今回保安規定の申請で出されたものの中で見ますと、原子力事業については経済性より安全性を追求しなくてはならないとか、なかなか保安規定に違反しているかどうかを判断しづらいような項目も含まれているのですが、この辺りについて、改めて適格性をめぐる議論も踏まえて、委員長としてはどのように議論を見ていこうとお考えでしょうか。

○更田委員長 それはおっしゃるとおりだと思います。それは既に事務局の提案の中にも、事務局の示した資料の中にも記されていて、基本姿勢と書かれていて冒頭の項目に並んでいるとすると、基本姿勢違反は取れないことはないだろうけれども、極めて取りにくいよねと。であるからこそ、これも事務局が書いているように、基本姿勢をどういった意図で東京電力が書いたのかはこれから問うていきますけれども、基本姿勢として書くのはいいのだけれども、では、その基本姿勢は個々のものに一体どう反映されるのかというのを、これから保安規定の審査の中で議論していく。それが今日の委員会の流れだと思います。

○記者 とはいえというところになるかもしれないのですが、ある種、適格性をめぐる、設置変更許可の議論の中で適格性を議論したことから何か進んだかといえば、なかなかまだ見えない部分があるのかなというのが正直な印象なのですが、そこについてはまだ時間がかかるといいますか、どの程度その議論を深めていかないといけないとお考えでしょうか。

○更田委員長 これは線引きを明確化すればいいというものでもないと思っているし、無理に線引きをしようとするのも余り得にならない部分もあると思っています。それは恐らく皆さんが感じていることだと思いますけれども、あそこで書かれている基本姿勢、この基本姿勢にのっとっていないじゃないかという問いかけ自身も恐らく輪郭が明確なものにはなかなかかなりにくいだろうし、答える側も明確に返せないだろうと。

ですから、あそこに記されている基本姿勢全てが個別の条項にブレークダウンできるとは思っていないのですが、ただし、あれだけの中でも幾つかについては、もう少し輪郭を明確にした記述は各条項のところへ落とし込めるのではないかと期待はしています。

でも、おっしゃるように、こういった意味での適格性というのはなかなか難しいもの

ではあるとは認識しています。

○記者 1点、輪郭が見えているとすれば、今日の資料にもあった経営責任の方がどこまでリスクを共有して事前に避けることができるかといいますか、そういった体制や業務フローを取ることができるかというところが少し見えているところかと思うのですが、こういったところについては、委員長としてはどれほど重要性を置いているといいますか、福島の事故の教訓を踏まえたところでもあると認識しているのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 それは非常に重要なことだと思っています。

それから、ちょっと話を広げてしまうかもしれないのですが、東京電力福島第一原子力発電所事故が起きた後のそれぞれの組織の対応で、本当にあれでよかったのかという議論というのはまだあるように思っているのです。

これは社会の違いかもしれないですが、スリーマイルアイランドの事故が起きたときは、連日、記者会見でメディアに対してあるいは社会に対して情報を発信しているのは事業者だったのです。なぜなら、事業者が一番情報に近いところにいるから。ところが、日本の場合は私の記憶する限り、原子力安全・保安院の審議官が毎日会見をしていた。でも、その会見というのは、基本的にファクトに関しては東京電力から入手した情報に基づいている。これは官がやるのか民がやるのか、それは社会の違いもあるのかもしれないけれども、このこと一つを取っても一義的な責任というものの曖昧さを持っていた。

そういった意味で、今度の検査制度でも明確にしていますけれども、安全に対する一義的な責任というのは事業者にあって、そして、その事業者のトップがしっかりとそのときそのときの状況、情報、そして、理解を持っているということはとても重要なことだと思っていますし、一義的な責任が事業者にあるというのはIAEAの安全原則でも、要するに、国際常識であって、事業者が何かを頼りにするとか、事業者が安全に関して国の背後に隠れるという状態というのは、やっぱり正していかなければいけないで、そういった意味で保安規定の中で責任の明確化をしていくことは大変重要なことだと思っています。

○司会 ほか、ございますでしょうか。

ユイさん。

○記者 新潟日報のユイです。よろしくお願いします。

続けて、関連してなのですが、委員長、会合の中でこの保安規定について恣意的な運用になる可能性もあると言及されたかと思うのですが、私も個人的にそこを懸念してしまっていて、念のため御確認なのですが、現状、今の状態では、違反を取れるような内容にはなっていないという御認識に立っているということでしょうか。

○更田委員長 今回の7項目、基本姿勢に関して言えば、先ほどもお答えしましたけれども、あれで違反を取るというのは取る側も取られる側も、例えば社会に対して明確な説明をするということはなかなかできないだろうと思います。

書かれている基本姿勢が間違っているというつもりはないし、これから東京電力から説明を聴取していく上で、どういう意図でというのはあるだろうと思いますけれども、ただ、こちらの問いかけに対して設置変更許可のときに答えたものがそのまま載っているような形ですので、そこはそれぞれの意図は東京電力は説明できるはずだし、そして、先ほどもお答えしましたけれども、それほど多くはないのかもしれないけれども、やはり具体的なものに、基本姿勢にのっるとというのはこういう条項に反映するのだというのは、これは東京電力にしっかり考えてもらいたいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

別件なのですが、緊急事態宣言の解除を受けてなのですが、この間、柏崎刈羽のプラントの審査も含めて、全体のプラントの審査の進捗について、コロナ感染症の影響がどの程度あったと御認識されていますでしょうか。

○更田委員長 これは幸いにして、審査そのものについて言うと、少なくとも審査に当たっているメンバーから聞く限りにおいては具体的に影響があるという報告は受けていないですし、テレビ会議を通じた方式で全く差がないかと言われるとなかなか、今までは、やはり対面のよさはあるのだろうと私自身は思っているのですが、そうはいつでも有意な差は今のところつかめていないといえますか、審査に大きな影響は出なかったと言っていると思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。

ワタライさん、一番後ろのカメラマンの方。

○記者 IWJのワタライと申します。

今日の委員会とまた別の話題で恐縮なのですが、日本原燃の六ヶ所村の再処理工場なのですが、今後実際に稼働するまでのステップ、どういうステップがあるのかということと、実際に稼働する時期、これについて大体どのような見通しを持っていらっしゃるのか教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○更田委員長 まずは審査書案を了承した段階ですので、パブリックコメントが審査書案の了解から30日間続いています。御意見を伺って、そして、その御意見を取りまとめて、また、それぞれの御意見に対する回答や、あるいは参酌すべき御意見を頂いた場合にはそれを反映していくという作業がありますので、通常、これはパブリックコメントの締切りから普通は2か月とか2か月半とか、かかっています。その上で事業許可の判断をすることになります。

そして、その次のステップは何といても設工認が、機器の数が非常に多いので、設

工認と使用前確認のやり方ですね。これについては本当に作業工程をうまく組まないと、確認の受け方についても工夫をしないと、これは物すごく長い時間がかかってしまうと思います。ですから、これは私たち実際に審査、それから、確認に当たる規制庁と日本原燃との間のしっかりした意思の疎通が必要ですし、また、その工程を組む上での日本原燃の努力といたしますか、工夫が大変重要になるだろうと思っています。

そして、これは間に幾つも判断は入りますから、仮定の話にはなりますけれども、日本原燃は目標を私の知る限り来年度の上半期と置いていて、前回の記者会見で私はそれをかなり野心的な、アンビシャスという言い方をしたのですけれども、現時点でこれを不可能と断言はしませんけれども、しかし、相当の工夫と相当の努力をしないとなかなか実現するのは難しい目標時期だとは率直に感じています。

○記者 併せまして、そういう困難がある中で、世論としては核燃料サイクルをそろそろ諦めるべきではなかろうかと、こういうような御議論があるかと思うのですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

○更田委員長 これは政策側の議論で、私たちは再処理というものが国の政策にのっとったもの、国の方針にのっとったものであるかということを変更して確認するために経済産業大臣への諮問の中にその文言を加えたわけですけれども、そのことから分かるように、これは私たちが判断することではなくて、飽くまで政策側と日本原燃の判断であると思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、前に行ってコツボさん、一番前です。

○記者 朝日新聞のコツボといいます。よろしくお願いします。

私も柏崎刈羽の保安規定のことで教えていただきたいのですが、特に災害のリスクとかに不確実性とか不確定な要素があっても対処するという姿勢をどう担保していくのかというあたりが論点になったかと思うのですが、ほかのサイトのことは私は存じ上げないのですけれども、例えばほかの原発の保安規定では、こういったことを具体的に書いたり担保している措置というものはあるのでしょうか。

○更田委員長 私の知る限りですけれども、ほかのサイトの保安規定にこういった文言があるわけではないですし、また、その文言自体にしても、観念的といえは観念的ですね。結局、青天井を目指しているわけではないので、そこにふさわしい対処すべきものないし対処の規模にしてもふさわしいレベルがある。ただ、およそ技術的にいってそれを明確に示すということはなかなか難しいので、どうしても観念的になる。ただ、やはりあれだけの災害、あれだけの被害を及ぼした福島第一原子力発電所事故の当事者である東京電力としては、なおのこと観念的ではあってもそれを明記しておくということは一定の意味を持っているのだらうと思います。

ただ、保安規定そのものとしては、あそこに書いてある基本姿勢よりも、むしろ基本

姿勢がどう保安規定に反映されているのかということ、私が先ほど申し上げたように、これはそんなに多くの項目にわたってではないかもしれないけれども、どうそれが具体化されるかというところが、保安規定の審査のポイントだろうとは思いますが。

○記者 ありがとうございます。

東電が非常に特別な責任を持っている企業だということは私も十分理解できるのですが、例えば社長、経営責任者にリスク情報が届いて責任を持った判断をする仕組みというのは、別にほかの原発においても何も重要性が下がるとは全く思えないのですが、なぜ東電だけという部分が、もう少し説明をしていただければ有り難いです。

○更田委員長 それはおっしゃるとおりだと思いますし、あらゆる潜在的なリスクを持った活動について最終的な責任を負う人というのは、将来起こるかもしれない危機に対して投資をするという判断をする。ほとんどの場合、その投資というのはリターンなしの投資だと。そのときに、いかに責任を持ってその決断ができるか。これは別段東京電力に限ったことではない。

基本的なこの安全原則に相当するようなものというのは、各事業者に対して書かずとも当たり前のように課せられているものなのです。だけれども、東京電力は事故を起こした当事者だから、当たり前のことだけれども、しっかり文言にしておこうよと、そういうものだと理解していただければと思います。

○記者 ありがとうございます。

その上で、仮定の話にもなってしまうのですけれども、例えば東電が出してきた仕組みといいますか、体制が大変すばらしいものであった場合とかに、それを他電力に展開するというのも、ある意味福島を教訓を共有するということにもなるのかなという気もするのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○更田委員長 それはあり得る話だと思いますけれども、一方で、一概に言えないところもあって、例えば基本姿勢みたいなものだったら、とてもきれいなとてもいい文言だからみんな書こうよというのはあってもおかしくないかもしれない。だけれども、例えば一つの事業者からなされた具体的な提案が極めて優れているから、規制当局がそれを見た瞬間に、よし、これをほかに強制しようとする、各社、残念ながらなかなかいい提案をする勇気が失われてしまうのです。ですから、よい提案が個々の事業者からなされることはとてもいいことだと思っていますけれども、ただ、規制当局としては、よい提案を見つけたらすぐにほかにも強制するというのは、規制のアプローチとして正しくないと思っているので、これは一概には言えないと思っています。

○記者 使いどころが難しいというところで理解しました。ありがとうございます。

○司会 それでは、左の列の2番目の方。

○記者 共同通信のヒロエといいます。よろしくお願いします。

再処理工場の件なのですけれども、環境中に放出される放射性物質が実効線量で見た

ら0.022ミリシーベルトとかということなのですからけれども、ベクレルで考えると1京とか非常に高い数値が排出されることになっていて、地元の漁業者の方とかに電話で取材してみたのですけれども、やはり風評被害とか不安に感じている方がいらっしやって、そういう不安を払拭するにはどういう仕組みがあればいいとか、そういう辺りはどのようなお考えがあるでしょうか。

- 更田委員長 それぞれがそれぞれの役割を果たすということだと思いますけれども、一つは、まず日本原燃がしっかりと説明をするということ。それから、規制当局は私たちが何をどう監視しているのかということに関してきちんとした説明をすること。それから、環境という広い意味でいえばモニタリングを私たちは仕事として負っていますので、モニタリングの結果を常にしっかり社会に届くように発信をする。そして、これは説明というのは、いつも同じことを申し上げることになりますけれども、告示濃度制限を守って放出している限りにおいて、環境や産品や人の健康に影響が出るとは考えられない。ただ、とはいっても、これが分かりやすい説明なのか、あるいは納得してもらえる説明なのかというのは、こういった問題に付き物で、なかなか難しい話だろうとは思っています。

ただ、液体廃棄物だけではなくて、再処理工場には気体廃棄物も、というのは、原子力発電所で燃料棒1本に小さな穴が空いた、ピンホールが空いただけで、だけでと言うとあれだけでも、出力を下げたり、ないしは止めて燃料を交換したりということになる。再処理施設はその性質から随分冷却が進んだものではあるけれども、それでも集合体をぶった切る施設なので、今回、原燃の提案でもあるし、私たちが今回基本的に通常時の安全性に最も大きな影響を与えたと考えているのは、冷却期間を長くしたこと。これが一番そういった通常時の外部に対する気体廃棄物や液体廃棄物という観点から言うと、冷却期間を長く置いたというところは、改善という言い方をするのかどうかはあれですけれども、インパクトは随分小さくなったとは思っています。

- 記者 冷却期間を4年から15年に延長することによってデメリットというか、何か悪影響というのは、どこかの側面で出てくることはあるのでしょうか。
- 更田委員長 特段、悪影響は考えにくいとは思っています。ただ、同時に、私たちはいたずらにサイトの使用済燃料プールの容量が増えることは好ましくないと思っていて、そういった意味で乾式貯蔵を推奨しています。ですから、サイト内に貯蔵するにせよ、いわゆる中間貯蔵基地に貯蔵するにしても、乾式のキャスクに入れておく分には、15年の冷却ないしは15年以上の冷却に対して保管中の安全というものは十分に図られると考えているので、とっさに冷却期間が長くなったことのデメリットという、安全上はそれほどインパクトのあるものは思いつかないですね。

○司会 それでは、後ろ、アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

本日の議題と関連するかどうかはあれなのですけれども、ウラン廃棄物についても今日議論になっていたかと思うのですけれども、そもそもクリアランスについてで、ウラン廃棄物かどうかは別にして、クリアランスした産物は炉規法からは外れるわけですが、結局、事業所内でとどめ置かれている現状があると承知しております。それは社会的許容が進むまでは事業所内で活用していこうということだとも思うのですけれども、こういったクリアランス品のリサイクルへの活用ですとか、現状に思うこと、今後の期待などがございましたらお考えをお聞かせください。

- 更田委員長 まず、人工核種に関するクリアランスについて言えば、これは今後例えば発電所の廃止措置等が数多く進んでいくわけで、クリアランスは廃炉を効率的に速やかに進めていく上では重要なポイントなので、これはクリアランス、検認はしっかり行うことはもちろん前提ではありますけれども、クリアランスに関する環境を整えていくということは、廃止措置を円滑に進めていくという観点からも重要だと思っています。

ウラン廃棄物に関しては、議論はこれからですね。今、サイト内にとどめ置かれるということが、人工核種よりもむしろウラン廃棄物に懸念される部分があるので、これは日本原子力研究開発機構、一つの被規制者特有の問題になるかもしれないのですけれども、ただ、量的には結構な量になりますので、これに関してはまだ今の時点で何か申し上げるというよりは、今後の議論に譲るといったところだと思います。

- 記者 分かりました。ありがとうございます。

あと、先ほど質問でも出ていました再処理工場の方なのなのですが、今、サイクル政策についてというので、もう一度改めて経産相に聞いている段階だとは思いますが、そこに当たり前のことをあえて盛り込んだところには、やっぱり委員長の思いといいますか、何か気持ちが籠もっているのかなとも思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

- 更田委員長 気持ちというよりは、発電所の場合は大飯3・4の現状確認も含めてですけれども、原子力発電所に関しては、いわゆる正当化が聞かずとも最もなされているような状態があって、更に言えば、これは政策側ではありますけれども、既に原子力規制委員会が認めたものに関しては動かすという表明がなされている。

ですから、発電所についてはそうなのかもしれませんが、再処理施設、核燃料サイクル施設に関して言えば、大きなものについての最初の判断をすることになるので、これは繰り返し申し上げていますが、田中委員長時代からも申し上げていることですが、原子力施設を利用するしない、動かす動かさないの判断を私たちがしているわけではない。使いたいのだったら最低限の安全設計、工事はこのレベルまでということを見張っているわけで、利用するしないの判断をしているわけではない。そこを改めて明確にしておくという理由から、大げさな堅苦しい言葉で言うと正当化という言葉になるのですけれども、これについて特に規制委員会発足後も大きな核燃料サイクル施設として初めて判断をするに当たって、改めて経済産業大臣に確認を求めた。それに尽きま

すね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、最後にヨシノさん。

○記者 2回目で申し訳ないです。

保安規定の話ですね。私はその議論をした最初からいるので言わせていただきたいのですが、そもそもは田中俊一前委員長は廃炉と賠償をやり切ると。事故を起こした東京電力として、廃炉と賠償をやり切るということを明確化させなければいけない、口先だけで終わらせてはいけないという精神の下に規制委員会が与えたテーマだったと思うのですが、その後、東京電力が7項目という回答をした中に賠償という言葉は消えてしまい、それを規制委員会はよしとし、更に今回大本に戻ってきても、今度は廃炉という言葉も基本姿勢の中には盛り込まれていますけれども、全然当時の言葉から先に進んでいない。これは曖昧なものとして全部当時の規制委員会の与えたテーマが消え去っていくのではないかという懸念があるのですが、委員長はどのようにお考えですか。

○更田委員長 田中委員長時代のことで、田中さんがそういう話をされていたのも覚えているし、更にあの頃、私はあれはあれ、これはこれで済まさない。結局、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は廃炉、柏崎刈羽の稼働は稼働と、そうはいかなくて、どちらも東京電力。カンパニー化とかいろいろしているかもしれないけれども、どちらも東京電力であって、ですから、少なくとも福島第一原子力発電所の廃炉をやり切るということは、であるからこそあの問い方をして、答えが戻ってきている。それが前回か前々回の会見のときにも申し上げたけれども、余り更に工夫というか、考えることなしにそのまま張りつけられてきているというところがあるので、そこで終わりではないでしょう。では、基本姿勢として掲げるのはいいけれども、その基本姿勢は具体的に保安規定にどこまで反映されるのかというのを今後の審査で見ていくというのが、今日の委員会の結論だと思っています。

○記者 これから具体化していくということによろしいのでしょうか。

○更田委員長 はい。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、5月28日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—